

衆議院 安全保障委員會 會議録 第三号

平成十三年十一月二十二日(木曜日) 午後四時十二分開議

出席委員

- 委員長 玉置 一弥君
- 理事 石破 茂君 理事 園田 博之君
- 理事 浜田 靖一君 理事 水野 賢一君
- 理事 末松 義規君 理事 渡辺 周君
- 理事 田端 正広君 理事 藤島 正之君
- 岩屋 毅君 白井日出男君
- 大野 松茂君 下地 幹郎君
- 中山 利生君 平沢 勝栄君
- 吉川 貴盛君 米田 建三君
- 江崎洋一郎君 小林 憲司君
- 今野 東君 前原 誠司君
- 河合 正智君 赤嶺 政賢君
- 今川 正美君 小池百合子君
- 粟屋 敏信君

- 議員 東 祥三君
- 議員 中塚 一宏君
- 國務大臣 (防衛庁長官) 中谷 元君
- 防衛庁副長官 萩山 教蔵君
- 防衛庁長官政務官 平沢 勝栄君
- 安全保障委員会専門員 鈴木 明夫君

委員の異動
十一月二十二日
 辞任 補欠選任
 嘉数 知賢君 大野 松茂君
 同日
 辞任 補欠選任
 大野 松茂君 嘉数 知賢君
 十一月二十一日

第一類第十二号 安全保障委員會議録第三号 平成十三年十一月二十二日

国際平和協力法案(東祥三君外一名提出、衆法第一三三号)
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(東祥三君外一名提出、衆法第一四四号)
 同日
 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)
 は本委員会に付託された。

十一月七日
 米海軍横須賀施設・区域内全域の環境問題に関する意見書(神奈川県横須賀市議会)(第一六六三号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
 参考人出頭要求に関する件
 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)
 国際平和協力法案(東祥三君外一名提出、衆法第一三三号)
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(東祥三君外一名提出、衆法第一四四号)

○玉置委員長 これより會議を開きます。
 ただいま付託になりました内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案並びに東祥三君外一名提出、国際平和協力法案及び東祥三君外一名提出、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

中谷防衛庁長官。
 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
 (本号末尾に掲載)

○中谷國務大臣 ただいま議題となりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
 この法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、武器の使用による防衛対象の拡大、自衛隊法第九十五条の適用除外の解除及び自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定の廃止の三点に関して改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
 その第一点は、第二十四条の武器の使用に係る防衛対象に、自己とともに現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った者の生命または身体を加えることとするものであります。
 第二点は、自衛隊法第九十五条の適用除外を除き、第九条第五項の規定により派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認めることとするものであります。
 第三点は、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定を廃止するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)
 ○玉置委員長 東祥三君。

国際平和協力法案
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
 (本号末尾に掲載)

○東(祥)議員 ただいま議題となりました国際平和協力法案並びに防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由を説明させていただきます。
 我が国が国連を中心とした国際的平和及び安全の維持または回復のために積極的に参加、協力していくことは、国際社会の一員としての当然の責務であり、日本国憲法の国際協調主義の理念にも合致するものであります。
 自由党はこの見地から、自衛隊が我が国の防衛とともに国連のもとに行われる国際的平和及び安全の維持または回復のための活動に積極的に協力することを明記した国の防衛及び自衛隊による国際協力に関する基本法案を既に国会に提出しているところであり、かかる基本法に基づき、国際連合の決議による活動等に我が国が適切かつ迅速に協力していくための規定を整備しようとするものであります。

現行法で行われている平和維持活動は、政府の御都合主義的な憲法解釈によってその内容が大きくゆがめられ、活動の実態にそぐわないばかりか、派遣される隊員に国際社会の常識とはかけ離れた行動を強いる結果となっており、我が国の国際貢献を不当におとしめるものとなっております。今回政府から提出された改正案においても、その問題点は何ら解消されていないのであります。

自由党提出の二法案は、こうした現行法の問題点を抜本的に改め、国連の行う平和活動に全面的に協力できる道を開くものであります。

まず、国際平和協力法案についてであります。第一に、我が国が行う国際平和協力業務は、これを特定して限定的に列挙するのではなく、国連憲章第四十二条による平和強制活動、国際連合平和維持活動など、国際連合等の決議に基づいて行われるあらゆる活動のための業務としております。

第二に、内閣総理大臣は、国際平和協力業務を実施するに際しては、実施計画を作成して閣議決定を求め、実施計画を国会に報告することとしております。

第三に、国際平和協力業務に従事する職員に貸与する武器は、小型武器に限定することなく、また任務遂行のため、確立された国際的な基準に従い使用することができることとしております。

第四に、この法律を制定するに当たり、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律を廃止することとしております。

次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、国際社会の中で国際連合の果たす役割及びその活動に我が国が積極的に協力することの重要性にかんがみ、自衛隊法第百条の七に雑則として規定されている国際平和協力業務を第三条の主要な任務とし、第三条第一項の我が国自身を防衛する任務に支障を生じない限りにおいて実施することとしております。あわせて、防衛庁設置法等に所要の任務規定を設けることとしております。

第二に、国際連合安全保障理事会のいわゆる武力行使容認決議に基づき、必要な武力を行使することができることとしております。

委員各位の御賛同の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○玉置委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○玉置委員長 この際、参考人出頭要求に関する件につきましてお諮りいたします。

各案審査中、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要が生じた場合には、その出席を求めるとし、人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○玉置委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十七日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「他の隊員」の下に「若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」を加え、同条第二項及び第三項中「若しくは隊員」を「隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を削り、同項を同条第九項とする。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

国際連合を中心とした国際平和のための努力に對して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、第二十四条に基づく武器の使用に係る防衛対象を拡大するとともに、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に對し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際平和協力法案

国際平和協力法

第一条 この法律は、日本国憲法の国際協調主義の理念を踏まえ、国際連合の決議等に基づき行われる国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対し、我が国が適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及びその実施について定めるとともに、当該活動等に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合決議等に基づく平和維持回復活動等 国際連合の総會若しくは安全保障理事会が行う決議に基づいて行われる国際の平和及び安全の維持若しくは回復を図るための活動

又は国際連合の総會、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議若しくは国際連合、国際連合の総會によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関、国際移住機関若しくは地域的機関(国際連合憲章第五十二

条に規定する機関をいう。)が行う要請に基づいて行われる人道的な国際救援活動若しくは国際的な選挙監視活動をいう。

二 国際平和協力業務 国際連合決議等に基づく平和維持回復活動等のために我が国が実施する業務であつて、我が国以外の領域(公海を含む。)で行われるものをいう。

三 物資協力 国際連合決議等に基づく平和維持回復活動等を行っている国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国に對して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

(実施計画)

第三条 内閣総理大臣は、国際連合決議等に基づく平和維持回復活動等が行われる場合において、国際平和協力業務を実施することが適当であると認めるときは、国際平和協力業務を実施すること及び国際平和協力業務の実施計画(以下「実施計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 実施すべき国際平和協力業務の内容

二 国際平和協力業務を実施する地域及び期間

三 派遣する人員の規模及び構成

四 自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。)を派遣する場合には、その規模及び構成並びに装備

五 その他当該国際平和協力業務の実施に関する

る重要事項

3 第一項の規定は、実施計画の変更について準用する。
(国会への報告)

第四條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
一 実施計画の決定又は変更があつたときは、その内容
二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときは、その結果
(国際平和協力業務の実施)

第五條 関係行政機関の長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するものとする。
(職員採用等)

第六條 関係行政機関の長は、国際平和協力業務に従事させるため、選考により任期を定めて職員を採用することができる。

2 前項の規定により採用される職員については、職員になる前に、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四條の規定は、適用しない。
(国際平和協力手当)

第七條 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務を実施する地域の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。
3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

第一類第十二号 安全保障委員會議録第三号

(武器の貸与)

第八條 関係行政機関の長は、第五條の規定により国際平和協力業務を実施するに当たり、現地の治安の状況等を勘案して任務を遂行するため特に必要と認める場合には、当該国際平和協力業務に従事する職員が当該国際平和協力業務を実施する地域に滞在する間、政令で定める種類の武器を当該職員に貸与することができる。
2 武器の貸与の基準、管理等に関し必要な事項は、政令で定める。
(武器の使用)

第九條 国際平和協力業務に従事する職員は、当該国際平和協力業務に従事する地域において、任務を遂行するため、国際法規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従い武器を使用することができる。
(物資協力)

第十條 政府は、国際連合決議等に基づく平和維持回復活動等に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。
2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。
(政令への委任)

第十一條 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の廃止)
第二條 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)は、廃止する。

(経過措置)
第三條 この法律の施行の際、前条の規定による廃止前の国際連合平和維持活動等に対する協力

平成十三年十一月二十二日

に関する法律の規定により現に実施されている同法第三條第三号に規定する国際平和協力業務(以下この項において「旧国際平和協力業務」という。)について現に定められている同法第六條第一項の規定により定められた実施計画と、同法第九條第一項の規定により現に国際平和協力隊が行つている旧国際平和協力業務は第五條の規定により関係行政機関の長が実施する国際平和協力業務と、旧国際平和協力業務に現に従事する者はこの法律の規定により実施される国際平和協力業務に従事する者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
(海上保安庁法の一部改正)
第四條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第二十八條の二中「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)」を「国際平和協力法(平成十三年法律第 号)」第三條に規定する実施計画」に、「行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させる」を「行わせる」に改める。
(行政機関の職員に関する法律の一部改正)
第五條 行政機関の職員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第五号を次のように改める。
五 国際平和協力法(平成十三年法律第 号)第六條第一項の規定により採用される職員
(中央省庁等改革基本法の一部改正)
第六條 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第四号中「及び国際平和協力隊の隊員」を削る。
(内閣府設置法の一部改正)
第七條 内閣府設置法の一部を次のように改正す

る。
第四條第三項第五十二号中「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三條第三号」を「国際平和協力法(平成十三年法律第 号)第二條第二号」に、「同條第四号」を「同條第三号」に改める。
第四十條第三項の表国際平和協力本部の項を削る。

理由

我が国が国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための努力に積極的に寄与するため、国際連合の決議等に基づき行われる国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対し適切かつ迅速な協力を行うための国際平和協力業務実施計画及びその実施について定めるとともに、当該活動等に対する物資協力のための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)
第一條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「我が国」を「我が国」に、「保つ」を「保つとともに、自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二條第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。))による国際の平和及び安全の維持又は回復に関する国際協力をを行う」に、「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)」を「同法」に改める。

第五條第一号の次に次の一号を加える。
一 自衛隊による国際協力に関すること。
第五條第二号中「自衛隊法第二條第一項に規

定する自衛隊をいう。以下同じ。」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第十号第一号中「第五条第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 自衛隊は、前項の任務の遂行に支障を生じない限度で、国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復に関する活動に協力するものとする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(国際平和協力業務の実施)

第八十四条の二 長官は、国際平和協力法(平成十三年法律第 号)第三条に規定する

国際平和協力業務の実施計画が定められた場合には、当該実施計画に従い、部隊等に同法第二条第二号に規定する国際平和協力業務を行わせることができる。

第九十四条の三の次に次の一条を加える。

(国際平和協力業務の実施時の武力行使)

第九十四条の四 国際連合安全保障理事会の決議に基づいて行われる武力の行使を伴う活動のために第八十四条の二の規定により国際平和協力業務を行うことを命ぜられた部隊等は、国際の平和及び安全の維持又は回復を図るため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従うものとする。

第百条の七を次のように改める。

第百条の七 削除

附則

この法律は、国際平和協力法(平成十三年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

自衛隊による国際の平和及び安全の維持又は回復に関する国際協力を行うことが国際社会の一員としての我が国の責務であることにかんがみ、防衛庁及び自衛隊の任務にこれを行うことを加え、自衛隊の部隊等による国際平和協力業務の実施及び当該業務の実施時の武力行使について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。